



新型コロナウィルスの感染拡大も一応、沈静化し宣言も解除され、ワクチン接種も少しずつですが推進され、いよいよオリンピックも開催される方向で動き始めました。

しかし一方で、感染力の強いインド変異株も日本に侵入し徐々に拡大しており、東京ではこの変異株での感染者も増大しつつあり、まだまだ予断を許さない状況にあります。おそらく、オリンピック終盤の7月下旬には、第5波が襲来するともいわれています。ただ専用の治療薬も開発されていませんし、まだまだウィルスも変異をするでしょうし、ワクチンもそれに対応できるかどうかわからない状況ですから、やはりコロナウィルスが収束するには、後1年から1年半かかるのではないか。その間、経済もさらに悪化してアフターオリンピックもありまって、しばらくは不況が続くのではないかでしょうか。

特に私が心配するのは、銀行からの借入です。各地方のマーケットも縮小するなかで、地銀も経営状態が悪化しており、提携・統合・合併へと展開していくざるを得ない状況となっていくと考えられます。その時、中小零細企業の融資がスムーズに進んでいくとは思いません。おそらく1年から1年半後のアフターコロナの衝撃は、貸し渋り、貸し剥しということになるのではと心配しています。今のうちに、出来る限りコロナ融資の借りられる余白があるなら、是非、借り入れておいてください。またそうでない企業も、コロナ融資に限らず、金融機関から、融資を受けて別枠で貯蓄しておいていただけませんでしょうか。

決算においては、幸いに利益が計上できるようなら、出来る限り圧縮して無駄な税金を支払わないようにしてください。ただ税金を払わないようにするだけではなく、払わなくて済んだ税金分の資金をしっかりと確保しておくことが重要です。経費計上しながら資金を残すことができるのは、①役員報酬 ②生命保険 ③設備投資 の3つしかありません。特に決算前なら ②③しかありませんので、確実な生命保険で“簿外”に解約

返戻金という形で資金を確保しておいてください。

もしも、金融機関に融資を申し込んで借りられなかった場合には、以前から貯蓄している役員報酬の中から事業用として蓄積した資金と、保険を解約して得られる解約返戻金の資金を糧に資金繰りをしていかないと、企業の生死の一線を乗り越えられない状況になるかもしれませんので、漫然と税金を支払うことなく、“チョイ黒”的決算を目指して下さい。

コロナの影響を受け、このままでいくと赤字という企業も、まずは期中で融資を受ける申し込みをして資金ができる限り調達しておくことと、決算まで頑張って売上を伸ばす努力、コストを下げる努力を惜しまず行い、少しでもトントンに近づけておくようにして下さい。更に、預金も余り使える余裕はないでしょうが、その一部を新規の金融機関で口座を作り、付き合いを始めておいてください。将来の資金の調達先を増やしておいてください。



また、事業承継を検討する必要がある企業においては、自社株対策を考える際に、本来であればコロナの影響を受けて財政状況が悪化していれば株価も下がり自社株評価も低くなっているはずだったのですが、逆に不況で証券市場に資金が流入して、日経平均株価がコロナ発生時の昨年1月から比べると1万円以上高くなっていて、その影響で自社株の評価が高止まりして、なかなか移動が出来ない状況にあります。

しかし、いつまでもこのような状況が続くわけではなく、おそらく、コロナが収束する前後でバブルが弾けるのではないかでしょうか。その時を考えて、退職金の支払準備や法人所有の不動産の社長への売却の準備、生命保険加入での評価引下げの準備など、やれることはやっておいて、類似業種の株価が下がったとき

に、退職金の支払、不動産の含み損の計上、生命保険の株価引下げ効果を利用して、一気に下がった株式を移転できるよう準備だけは必ずしておいてください。



更には、前回でも触ましたが、近い将来改正が予想される相続税、贈与税一体課税の見直しについて、もう一度触れておきます。最近の税制改正の中では、非常に大きな改正となるため、早い時期からの対応が必要となると思いますので、改めて説明させていただきます。

まずいつから改正されるのか？ですが、令和2年度税制改正で、贈与税の非課税措置の適用期限の到来時に見直すということで、令和3年度税制改正で改正する予定でしたが、コロナ禍で納税者の負担増となるものはほとんど見送られ、更に2年延長されましたので、早ければ令和5年度税制改正で見直しがなされ、おそらく、令和6年1月1以降の贈与から適用されるのではないかと思われます。

そもそも贈与税は、昭和22年に贈与者の一生を通じた累積課税で創設されたが昭和28年で廃止されました。しかし、その後昭和33年に3年の累積課税で設けられましたが、昭和50年に廃止され今の形になりました。その時の基礎控除は一歴年60万円でしたが、平成13年110万円控除に引き上げられました。その後、平成27年に直系尊属(父母や祖父母)から20歳以上の者への贈与の税率は、特例税率によることとされました。なお、平成15年に相続時精算課税が創設され、現在、歴年課税との選択適用とされました。(但し、一旦精算課税を選択すると、それ以後歴年課税を適用出来ず、精算課税しか適用できません)

今後の相続税、贈与税のあり方について、令和3年度税制改正大綱では、"高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にあります。高齢世代が保有する資産が、より早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じて、経済の活性化が期待されます。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっています。我が国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面があります。

一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界があります。諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられています。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と歴年課税制度のあり方を見直すなど、「格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める」と記載されています。



では近い将来、どのように改正されるのか予想します。

例えば、金融資産は、60歳代以上に偏在する状況にあるように、高齢世代に資産蓄積が顕著で高齢化が進んだ結果、"老々相続"が増え若年世代への資産移転が

進みにくい状況となっています。贈与税は、相続税の補完税として相続税負担の回避を防止するため、高い税率が設定されていますので、抑制効果はあるものの、歴年課税との選択で導入された相続時精算課税は、資産移転の時期にかかわらず、一定となるため、抑制効果が働かないものの、広く活用されているといえません。例えば、アメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで資産移転の時期の中立的な税制となっています。また、フランスは15年、ドイツは10年の累積贈与額と相続財産額の合計で累進課税制度を取り入れ、累積期間内での資産移転の中立を保っています。

日本では、贈与税は相続税の補完税としての役割を担っているものの、毎年多くの人がこれを利用しており、税率10%以上の税率で贈与しています。それは、相続税の軽減効果が期待できるので、将来、相続税の課税がされる可能性が高い人は、相続時精算課税ではなく、節税対策として効果のある歴年課税を活用しているのです。(例えば毎年10%の税率で贈与をしても、相続税が50%課税される人にとっては、その差が節税となります)

多くの人が活用する歴年課税に比べると、相続時精算課税は、活用する人が年々減少し、この制度を使って父母又は祖父母の世代から子や孫への資産移転が進んでいないのも現実なのです。

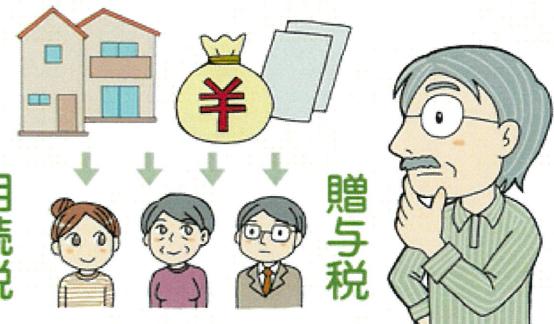
マイナンバー制度を税務書類に記載することとされ、さらに“国税総合管理システム”で税務行政上の各種事務処理を効率化、高度化を図るCPシステムが導入され稼働していますので、贈与財産を生涯通ずる累積課税とする環境が整ってきている中、贈与税相続税の課税のあり方が見直される時期に来たということでしょう。



では、どの様に改正されるのか、予想してみます。贈与税は、歴年課税を廃止し、相続時精算課税に一本化される可能性があります。一本化することで生前贈与の時効がなくなり、漏れた贈与ももれなく課税でき、

贈与財産を生涯通ずる累積課税が達成できます。

歴年課税を残すなら、生前贈与加算の見直しがなされる可能性があります。富裕層の歴年課税による分割贈与することで税負担回避を防止するため、生前贈与加算の対象を3年以内から10年以内というような見直しが予想されます。では、一体課税とされるような改正がなされた場合、どのような対応策を考えられるでしょうか？



①例えば、令和5年度税制改正で改正されたとしたら、歴年課税ですから令和6年1月1日以後の贈与から適用されることになると思います。その場合、その前の贈与は、改正前の課税関係となります。従って、改正されるまでは、歴年課税をフル活用して贈与して下さい。例えば、生存給付金付き生命保険を活用した贈与については、みなし贈与の規定に基づいて課税されることから、民法上の贈与のように、贈与者と受贈者の意思表示の有無にかかわらず、贈与税が課税されることになりますので、生命保険契約の締結日が改正前であっても、みなし贈与があったとみなされる日が改正後であれば、改正後の処理が適用されることとなります。

②遺留分算定基礎財産のため、改正により生前贈与の効果が大きく軽減されても、早めに生前贈与しておいた財産として、遺留分算定基礎財産に含まれない(相続人に対しておこなった贈与については、相続発生前10年前に贈与した財産は、遺留分の対策外)ためにも、自社株とか後継者の必要な財産は、早めに生前贈与を実行しておくことが大切です。

③改正される、改正されないにかかわらず、贈与しておいた方がいい財産

1) 高収益な財産を子や孫に贈与しておく。

もしも、贈与税と相続税の基礎控除が、改正により同

額となったとしても、収益性の高い不動産等を生前贈与することは効果があると思います。例えば、贈与額が基礎控除を上回り、贈与税が課税されることがあったとしても、二重課税を回避するために控除されるものと思われます。贈与財産と相続財産とが一体課税されることになったとしても、贈与税で納税すれば相続税と同じ金額になる仕組みとなると想定されます。贈与した財産に対する贈与税は、その財産の価格に応じて課税されますが、この財産から生ずる収益は、贈与を受けた者に帰属しますので、贈与税は課税されないと思われます。この対策を実行すれば、対策前には贈与者に帰属することとなる収益が受贈者に移転することになりますので、贈与者の財産の増加の防止に役立つことになります。

2) 子や孫の会社へ収益性の高い資産を譲渡する。子や孫が株主である会社に親が所有している収益性の高い不動産の建物を時価で譲渡します。建物の時価は、未償却残高と同額である場合が多いので、譲渡課税を回避でき、かつ、その建物の家賃その会社に全額 帰属することになります。建物をそのまま個人で所有している場合と比較して賃料が会社に移転することになり、その分個人の財産は増えにくくなります。是非実行してください。

以上 近い将来の贈与税と相続税の一体課税の改正について、説明しましたが、改正される前に、現状の贈与税を改正されるまでの期間を上手に活用して、対策を打つようにお願いします。

この原稿は 6月下旬に宮崎と札幌への訪問で、飛行機を利用する機会があったので 一度 携帯電話を利用して原稿書いてみようと思い作成しました。意外と早く書けました。片道合計 3 時間くらいで書けました！今まででは、原稿用紙を広げて新幹線の中で書くことが多かったのですが、携帯電話のメモを使って書いてみたら書けました。時代遅れの人間にとっては、嬉しかった！飛行機の中でニヤ！としていました。
乱筆にて、お許しください！



iPhone から送信

令和4年度税制改正大綱

(2) 相続税・贈与税のあり方

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。

一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。

このため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築していくことが重要である。

わが国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されている。このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。